

基準 1	使命・目的等
------	--------

基準項目	1-1 使命・目的及び教育目的の明確性
評価結果 (自己判定)	基準項目 1-1 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>1-1-① 意味・内容の具体性と明確性 本学の使命・目的は、兵庫大学学則第 1 条及び兵庫大学大学院学則第 1 条に明文化されている。さらに研究科及び学部・学科の教育研究上の目的は、この使命・目的に基づき、大学院学則第 2 章の 2、及び大学学則第 1 章第 2 節の 2 に明確に示されている。</p> <p>1-1-② 簡潔な文章化 1-1-①で述べた学則は、「兵庫大学公式ウェブサイト」(以下、「大学ウェブサイト」という。)にも掲載し、学内外へ周知している。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	引き続き使命・目的及び教育目的の明確化を維持し、継続していく。
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>兵庫大学学則</p> <p>兵庫大学大学院学則</p> <p>兵庫大学公式ウェブサイト「学則・諸規程」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/gakusoku.html</p>

基準項目	1-2 使命・目的及び教育目的の適切性
評価結果 (自己判定)	基準項目 1-2 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>1-2-① 個性・特色の明示 本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「和」に基づいているが、これをより分かりやすい形で全教職員に示し、今後の具体的な大学運営指針とするために、第1次中期計画（平成22（2010）年度～平成26（2014）年度）策定時に、「兵庫大学の使命（ミッション）」を定めた。 この「兵庫大学の使命（ミッション）」を定める背景として、第1次中期計画では、これまでの本学の歴史と教育内容などから、本学の個性・特色を整理している。</p> <p>1-2-② 法令への適合 本学の使命・目的は、学則第1条に示され、その条文には、「教育基本法及び学校教育法に則り」と記され、法令に則っていることを明文化している。続いて同条文は、本学の目的が「専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、併せて有為の人材を養成すること」であることを明確に示している。このことから、本学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第83条及び大学設置基準第2条の法令に適合したものであるといえる。</p> <p>1-2-③ 変化への対応 本学は、開学以来、学部・学科の設置を行ないながら、社会に求められる人材を輩出してきた。 今後も有為な人材を輩出し、社会に求められる大学として発展を遂げるよう、第2次中期計画「Vision 2019」（実施期間：平成27（2015）年度から令和元（2019）年度）を策定し、教職員が共に目標に向かって推進しているところである。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>時代の変化に伴い社会が求める人材もまた、変化を伴うものであると認識している。本学の使命・目的についても、社会の変化、求められる人材の変化に対応し、学長のリーダーシップのもと、必要に応じ迅速に対応をしていく。 また、教育目的については、副学長（教育担当）が主宰する全学教育改革推進会議（平成28（2016）年4月設置）において、社会状況の変化等を勘案しつつ、その妥当性を確認、必要に応じて見直しを行なっていく。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>第2次中期計画「Vision 2019」（兵庫大学の使命） http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/Vision2019_PDF.pdf</p> <p>兵庫大学大学院学則</p> <p>兵庫大学公式ウェブサイト「沿革」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/history.html</p>

基準項目	1-3 使命・目的及び教育目的の有効性
評価結果 (自己判定)	基準項目 1-3 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>1-3-① 役員、教職員の理解と支持 使命・目的及び教育目的は、本学学則に明文化している。学則の制定・改廃においては、教授会及び大学内での最高の審議機関である大学運営会議の議を経て、学長が決定し、理事会に諮り承認を得ることとなっている。大学運営会議では、使命・目的及び教育目的の有効性並びに、これに基づく具現化の推進、方向性についても審議し、その承認された内容は、同会議の構成員である各学部・学科及び事務組織の長から、各部署等所属の教職員に対し説明がなされ、全教職員に周知されることで共通理解を図っている。</p> <p>1-3-② 学内外への周知 本学の使命・目的及び教育目的の周知については、学内向けには、毎年度、入学者に配付される学生便覧「Campus Guide」に本学学則を掲載し、学生、教職員が確認できるようになっているとともに、「大学ウェブサイト」においても公表することで、学外への周知を図っている。 また、学生には、入学式に学長式辞の中で、本学の使命・目的及び教育目的について説明を行なうとともに、全学生に対し、宗教教育ガイドブック「ふんだりーか」や「兵庫大学創設物語」を配付することで、学生への周知を図っている。</p> <p>1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映 本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、中長期的な計画の策定を行なっており、第1次中期計画（実施期間：平成22（2010）年度から平成26（2014）年度）を定め、これに引き続き現在は、第2次中期計画「Vision 2019」（実施期間：平成27（2015）年度から平成31（2019）年度）を策定し、推進しているところである。 また、本学の3つの方針（ポリシー）については、建学の精神並びに使命・目的及び教育目的が上位概念にあり、これらを踏まえ、学部・学科の方針（ポリシー）が策定されている。本学の3つの方針（ポリシー）は年度ごとに冊子にまとめられ、オープンキャンパスや大学祭、教育懇談会等で配付されている。</p> <p>1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性 本学では、開学以来、建学の精神である「和」を根幹とし、「使命・目的及び教育目的を達成するため、社会が求めるさまざまな領域で学部・学科を設置しており、本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織は整合している。</p>

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>本学の使命・目的や教育目的が明示された第2次中期計画「Vision 2019」については、「大学ウェブサイト」や各種印刷物に記載され、学外への発信を行なっている。 今後は、第2次中期計画「Vision 2019」のPDCAサイクルを機能させて、具体的施策を着実に実行し、本学の使命・目的及び教育目的を教職員全員が共有し、推進するよう努める。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>第2次中期計画「Vision 2019」(兵庫大学の使命) http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/pdf/Vision2019_PDF.pdf 兵庫大学大学院学則 兵庫大学公式ウェブサイト「沿革」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/history.html</p>

<p>基準1の 自己評価</p>	<p>本学は、教育基本法及び学校教育法を基本として、使命・目的及び教育目的、学部・学科における教育目的を明確に定め、学則に明文化している。建学の精神である「和」の考え方は、教育目的や教育課程に具体的に反映されている。その意味で、内容は具体的であり、明確かつ簡潔な文章で示されていると評価できる。</p> <p>加えて、使命・目的及び教育目的に基づき、本学の個性・特色である仏教主義に基づく「個性豊かな人間性の涵養」と「有為な人材の養成」を全学的にめざして、学則をはじめ、教育方針を明確に定め、学内外の理解と支持を有していることから適切かつ有効であるといえる。</p> <p>また、第2次中期計画の中長期的な計画及び3つの方針等においても使命・目的及び教育目的が反映され、策定されている。</p> <p>前述のとおり、本学は社会の変化に対応しながら、具体的な目標を定め、その達成に向けた教育活動や大学運営を行なっている。</p> <p>以上のことから、基準1を満たしていると自己評価する。</p>
----------------------	---